

【届出書の作成にあたっての留意事項】

- (1) 「前期」とは、3月1日から8月末日まで、「後期」とは、9月1日から2月末日までになります。
- (2) いずれかのサービスの割合が80%を超えているときは、この書類を練馬区に提出しなければなりません。
- (3) 提出期限(前期は9月15日、後期は3月15日)までに提出してください。
- (4) この書類はすべての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存しなければなりません。
- (5) 紹介率最高法人の事業所が3つ以上ある場合は、別紙に記入してください。
- (6) 事業所ごとに作成してください。法人単位ではありません。
- (7) ⑤に記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、練馬区が適正に判断します。

※ 太枠内の網掛けされている箇所にご記入ください。

※ 届出書の内容について、実地調査等させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 特定事業所集中減算の適用の有無が変更になる場合は、この届出書と一緒に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式1-11）」を必ず提出してください。

居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙

紹介率最高法人の事業所が3つ以上ある場合はこの別紙に記入してください。

事業所番号	1	3							
事業所名									
事業所住所									
担当者名・電話番号									

判定期間	年度	(前期・後期)	※ 該当する期間に○をつけてください。
③紹介率最高法人の名称	住所		
	代表者名		
	事業所名 3 (事業所番号)		()
	事業所名 4 (事業所番号)		()
	事業所名 5 (事業所番号)		()
	事業所名 6 (事業所番号)		()
	事業所名 7 (事業所番号)		()
	事業所名 8 (事業所番号)		()
	事業所名 9 (事業所番号)		()
	事業所名 10 (事業所番号)		()
	事業所名 11 (事業所番号)		()
	事業所名 12 (事業所番号)		()
	③紹介率最高法人の名称	住所	
代表者名			
事業所名 3 (事業所番号)		()	
事業所名 4 (事業所番号)		()	
事業所名 5 (事業所番号)		()	
事業所名 6 (事業所番号)		()	
事業所名 7 (事業所番号)		()	
事業所名 8 (事業所番号)		()	
事業所名 9 (事業所番号)		()	
事業所名 10 (事業所番号)		()	
事業所名 11 (事業所番号)		()	
事業所名 12 (事業所番号)		()	

	③紹介率最高法人の名称	
	住所	
	代表者名	
	事業所名 3 (事業所番号)	()
	事業所名 4 (事業所番号)	()
	事業所名 5 (事業所番号)	()
	事業所名 6 (事業所番号)	()
	事業所名 7 (事業所番号)	()
	事業所名 8 (事業所番号)	()
	事業所名 9 (事業所番号)	()
	事業所名 10 (事業所番号)	()
	事業所名 11 (事業所番号)	()
	事業所名 12 (事業所番号)	()

